

人事行政の運営状況（平成31年4月1日現在）

平成30年度の市の人事行政の運営状況を公表します。

これは、市職員の職員数、給与、勤務条件等の概要について、地方公務員法の規定に基づき、年に1度公表することを市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」で定めているもので、市民の皆さんに職員の任用や勤務条件などを理解していただくためのものです。【総務課】

■職員の任免及び職員数に関する状況

①新規採用者数の状況

区分	事務職	消防職	業務員
平成31年度	14人	4人	—
平成30年度	16人	4人	—

②職員採用試験の実施状況（平成31年4月採用分）

職種	応募者数	受験者数	採用者数
行政職	57人	45人	14人
消防職	22人	20人	4人

③退職者数の状況

年度	定年	自己都合	再任用満了	計
平成30年度	18人	7人	7人	32人

④部門別職員数の状況（4月1日現在）

部門	平成17年度	平成30年度	平成31年度
一般行政部門	365人	254人	258人
教育部門	62人	30人	29人
消防部門	75人	89人	84人
公営企業等	44人	32人	31人
計	546人	405人	402人

※ 平成17年度（合併直後）の職員数には、新治地方広域事務組合から平成18年2月に転入した分を含みます。

※ 再任用職員は職員数に含んでいません。

■職員の人事評価の状況

- 職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することを目的として、行政職は平成20年度から、消防職は平成22年度から「人事評価」を実施しています。
- また、勤務成績の給与への反映として、平成22年度の人事評価の結果から翌年度のボーナス（勤勉手当の成績率）に、平成29年度からは定期昇給に反映されています。

○人事評価の実施状況

対象者数	実施者数	未実施者数（育児休業、休職等）
420人	399人	21人

■職員の給与の状況

①給与等の状況（4月1日現在）

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度
一 般 行政職	平均給料月額	321,800 円	320,500 円
	平均年齢	42.4 歳	42.3 歳
消防職	平均給料月額	305,200 円	301,400 円
	平均年齢	38.6 歳	37.1 歳

②初任給の状況（4月1日現在の規定）

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度
一 般 行政職	大学卒	179,200 円	180,700 円
	高校卒	147,100 円	148,600 円
消防職	大学卒	205,200 円	206,900 円
	高校卒	166,000 円	167,700 円

③経験年数別給料月額（標準的なもの／4月1日現在）

区 分		年数	平成 30 年度	平成 31 年度
一 般 行政職	大学卒	10 年	252,900 円	253,800 円
		15 年	301,800 円	302,400 円
		20 年	353,000 円	353,400 円
	高校卒	10 年	213,600 円	214,700 円
		15 年	252,900 円	253,800 円
		20 年	288,400 円	289,000 円

※ 上記の額は、現在の昇給昇格基準に基づき作成しているため、採用時期により異なります。

④一般職員の期末・勤勉手当支給割合

区 分	6 月期		12 月期	
	期末	勤勉	期末	勤勉
平成 30 年度	1.225 月	0.9 月	1.375 月	0.95 月
平成 29 年度	1.225 月	0.9 月	1.375 月	0.9 月

⑤特別職等の報酬等の状況（実績）

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度
給料 月額	市 長	779,000 円	779,000 円
	副市長	592,000 円	592,000 円
	教育長	546,000 円	546,000 円
報酬 月額	議 長	334,000 円	334,000 円
	副議長	285,000 円	285,000 円
	議 員	269,000 円	269,000 円
期末 手当	6 月期	1.55 月	1.675 月
	12 月期	1.7 月	1.675 月

■職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①標準的な勤務時間（4月1日現在）

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度
正規の勤務時間 （1週間あたり）	38 時間 45 分	38 時間 45 分
開始・終了時刻	開始 8:30 終了 17:15	開始 8:30 終了 17:15
休 憩 時 間	12:00~13:00	12:00~13:00

②年次有給休暇の状況（暦年）

区 分	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
平成 30 年	38.3 日	10.6 日	27.7%
平成 29 年	39.2 日	10.2 日	26.0%

※ 年次有給休暇は、1 暦年あたり 20 日とし、20 日以内残日数を繰越すことができます。

■職員の休業の状況

区 分	平成 30 年度新規承認者
育児休業取得者数	1 人
育児部分休業取得者数	0 人
介護休暇取得者数	0 人

※ 育児休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条に基づき、3 歳に満たない子を養育する職員は、その子が満 3 歳に達する日まで育児休業をすることができる制度です。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※ 育児部分休業とは、子が小学校就学の始期に達するまで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について勤務しないことができる制度です。

※ 介護休暇とは、他に介護する者がいない疾病又は負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者又は生計を一つにする親族を介護する場合、連続する 6 月の期間内において必要とする期間、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる制度です。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇の期間中は支給されません。

■職員の分限及び懲戒処分の状況

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
平成 30 年度	—	4 件	—	—	—	—	—	—

※ 休職の期間延長は含みません。

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績がよくない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、職員の意に反して降任、免職又は休職の処分をすることをいいます。

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

■職員のサービスの状況

○職務に専念する義務の免除の状況（延べ人数）

事 由	平成 30 年度	主 な 内 容
研修を受ける場合	0 人	職員対象に実施する講演会等への任意参加
厚生に関する計画	368 人	人間ドックや検診の受診、互助会事業参加など
法律又は規則で定める場合	29 人	団体交渉への参加又は公益団体事務や消防団員業務に従事する場合など

※ 一般職の職員には、地方公務員法などの規定により職務に専念する義務が課せられていますが、職員の福利などの合理的な理由がある場合に、法律や条例（市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）に基づき、例外としてその義務が免除されるものです。

■職員の退職管理の状況

○ かすみがうら市職員の退職管理に関する規則により、離職後に営利企業等の地位に就いている元職員による現職職員への働きかけ（職務上の行為をするように、又はしないように、要求または依頼をすること）が規制されています。

区 分	件数
再就職者による依頼等	0 件

■職員の研修の状況

①職員研修の状況

- 職員一人ひとりの資質と能力を向上させ、市民の信頼に添えていくため、「人材育成基本方針」などに基づき職員研修計画を定め、全職員に共通する課題や職員の階層や業務内容などに応じた研修を行いました。また、職員通信教育助成要綱の規定に基づき、自らの資質向上を目的として職員が受講する通信教育への助成を行っています。

平成 30 年度の主な研修		主催	修了者数
人事評価者研修		かすみがうら市	29 人
ハラスメント防止研修		かすみがうら市	32 人
普通救命講習Ⅱ		かすみがうら市	23 人
階層別研修	新規採用職員研修	かすみがうら市	18 人
	確定申告相談研修	かすみがうら市	31 人
	主事級職員研修	かすみがうら市	17 人
	新規採用職員課程	茨城県自治研修所	14 人
	主事・主任級課程	茨城県自治研修所	8 人
	新任係長課程	茨城県自治研修所	10 人
地域ブランド等観光戦略の実践		市町村アカデミー	2 人
監査事務		市町村アカデミー	1 人
開発許可		全国建設研修センター	1 人
土木工事監督者		全国建設研修センター	1 人
下水道		全国建設研修センター	1 人
文書事務講師養成研修		茨城県自治研修所	1 人
接遇講師養成研修		茨城県自治研修所	1 人
法務マスター研修		茨城県自治研修所	1 人
研修担当者レベルアップ研修		茨城県自治研修所	1 人
市町村職員海外派遣研修		茨城県市町村振興協会	1 人
通信教育助成			1 件
新行政不服審査法実務セミナー		行政管理研究センター	1 名
固定資産税における不服申立ての実務講座		日本経営協会	1 名
初心者のための複式簿記入門		日本経営協会	1 名
キャッシュ・フロー計算書入門講座		日本経営協会	1 名
地方自治監査業務の効率的な処理実務		日本経営協会	1 名

■職員の福祉及び利益の保護の状況

①職員の福利厚生制度の概要

- 心身ともに健康に職務を遂行できる快適な職場環境を構築していくため、市、共済組合、互助会において職員の健康管理、福利厚生等の事業を行っています。平成 30 年度に実施した主な事業は、次のとおりです。

事業	実施項目	利用者数	事業主体
ライフプラン確立の支援	退職予定者講習会	16 人	市・共済組合
各種健康診断の実施	定期健康診断	154 人	市
	人間ドック検診	237 人	市・共済組合・互助会
	胃がん検診	2 人	市・共済組合
	大腸がん検診	23 人	市・共済組合
	前立腺がん検診	13 人	市・共済組合
	子宮がん検診	7 人	市・共済組合
	乳がん検診	7 人	市・共済組合
	肺がん検診	17 人	市・共済組合
	健康相談・指導	10 人	市

(かすみがうら市職員互助会の概要)

- ・ 会員数 411人(平成31年4月1日現在)
一般職の職員のほかに、市長等の常勤特別職、嘱託職員が含まれます。
- ・ 会費 月額800円/人
- ・ 内訳 主な事業は次のとおりです。

(単位:千円)

項目	内容	平成30年度決算	平成31年度予算
		互助会 事業費	互助会 事業費
医療保健費	職員が使用する常備薬の設置	65	80
慶弔費	出産祝金、結婚祝金、傷病見舞金、弔慰金等の給付	1,289	2,200
退職記念品	退職時に花束を贈呈	77	60
クラブ助成事業	文化、体育クラブ活動費の一部を助成	264	400
旅行等助成事業	旅行等費用の一部助成	433	580
健康増進事業	人間ドック、食生活診断費用の一部助成	1,433	1,800

②公務災害の発生状況

- 市職員の公務災害補償制度は、公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員や遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。
- 平成30年度に、3件(再発1件含む)が公務災害の認定となりました。

■公平委員会の業務の状況

- 市では、つくば市等とともに「つくば市等公平委員会」を共同設置しています。公平委員会では、職員の勤務条件等に関する措置要求及び不利益処分(分限処分、懲戒処分等)に対する不服申立てに関する審査を行っています。
- 平成30年度は、かすみがうら市職員から公平委員会への措置要求及び不服申し立てはありませんでした。